

## 条 例 見 直 し 調 書

作成 年 度

平成 20 年度

条 例 名	学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例		
条 例 番 号	昭和 32 年神奈川県条例第 57 号	法 規 集	第 14 編第 2 章第 4 節
所 管 部 局 室 課	総務部人事課		
条 例 の 概 要	地方公務員法第 24 条第 6 項及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 42 条の規定に基づき、県立学校（大学を除く。）の職員（以下「県立学校職員」という。）及び市町村立学校職員給与負担法第 1 条及び第 2 条に規定する職員（以下「県費負担教職員」という。）の勤務時間、休暇等について必要な事項を定めている。		
検 討	視 点	検 討 内 容	備 考
	必要性 〔現在でも必要な条例か。〕	地方公務員法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定に基づき、県立学校職員及び県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関し必要な事項を定めたものであり、必須の条例である。	
	有効性 〔現行の内容で課題が解決できるか。〕	県立学校職員及び県費負担教職員の勤務時間、休暇等については、国及び他の地方公共団体の職員との権衡を考慮するとともに社会一般の情勢に適応するものとしており、県民の理解が得られる適正なものである。	
	効率性 〔現行の内容で効率的といえるか。〕	勤務時間の割振り、週休日等の振替を可能とするほか、特別の勤務に従事する県立学校職員及び県費負担教職員について、勤務時間の割振り、週休日、休憩時間を柔軟に設けることができるものとしており、効率的である。	
	基本方針適合性 〔県政の基本的な方針に適合しているか。〕	地方公務員法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定に基づき、県立学校職員及び県費負担教職員の勤務時間、休暇等について必要な事項を定めたものであり、県の基本方針と齟齬をきたすものではない。	
	適法性 〔憲法、法令に抵触しないか。〕	地方公務員法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定に基づき、県立学校職員及び県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関し必要な事項を定めたものであり、憲法、労働基準法などの法令に抵触するものではない。	
見 直 し 結 果	その他		
	改正・廃止の必要はない。  改正・廃止を検討する。	現行条例の適用上、特段課題は見受けられない。	県立学校職員及び県費負担教職員の勤務時間、休暇等については、国及び他の公共団体との権衡を考慮するとともに社会一般の情勢に適応するものとなるよう適宜見直しを実施する。
次回見直し予定	平成 25 年度	見直し規定の有無	有 無